

**第十七回トラストワース再生医療委員会審査会議  
議事概要**

■日時：2026 年 5 月 29 日（金）18：00～19：00

■場所：オンラインミーティング

■出席委員：

| 当委員会<br>での役割 | 氏名    | 構成要件※1 | 設置者との<br>利害関係 | 役務の提供<br>（省令第 65<br>条関係） | 成立要件の<br>チェック<br>※2 | 備考 |
|--------------|-------|--------|---------------|--------------------------|---------------------|----|
| 委員長          | 大和雅之  | ①      | 無し            | 無し                       | ☑                   |    |
| 委員           | 嶽北和宏  | ②      | 無し            | 無し                       |                     |    |
| 委員           | 山中修一郎 | ④      | 無し            | 無し                       |                     |    |
| 委員           | 石田由美子 | ⑤      | 無し            | 無し                       |                     |    |
| 委員           | 渡邊万里子 | ⑧      | 無し            | 無し                       |                     |    |

※1. 構成要件

- ① 分子生物学、細胞生物学、遺伝学、臨床薬理学又は病理学の専門家
- ② 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
- ③ 臨床医（現に診療に従事している医師又は歯科医師をいう。）
- ④ 細胞培養加工に関する識見を有する者
- ⑤ 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家
- ⑥ 生命倫理に関する識見を有する者
- ⑦ 生物統計その他の臨床研究に関する識見を有する者
- ⑧ 1 から 7 までに掲げる者以外の一般の立場の者

※2. 成立要件

委員会の審議の場で、審議案件ごとに以下の要件を満たすことを確認してチェック。

- 1. 五名以上の委員が出席していること
- 2. 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること
- 3. 構成要件②、④、⑤又は⑥、⑧に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること
- 4. 審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること
- 5. 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること

陪席者：

小林 翔（トラストワース再生医療委員会事務局）

#### ■審議前の開催要項の確認

1. Web 参加の委員との通信状況を確認し、委員会規程第 3 条に定める審査業務の進行に影響がないことを確認した。
2. 委員の出席を確認し、委員会規程第 8 条 2 項に定める審査業務の充足条件を満足していることを確認した。
3. 配布資料の確認

再生医療等提供計画、添付書類

#### ■議題 3

審議案件

〈新規〉

再生医療等提供機関：一般社団法人志鴻会 Ginza Phoenix Clinic

再生医療等提供機関管理者：金井 信雄

再生医療等の名称：毛髪に加齢性変化に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞による治療

事務局受領日：2026 年 5 月 21 日

議決不参加の委員：無し

再生医療等提供計画に関する役務提供者の審査業務への関わり：無し

説明者：提出された書類の事前確認により、本審査業務を行う上で必要なしと判断された。

技術専門員：山中委員（専門委員との兼任）

技術専門員の適格性について：山中委員は腎臓病学、再生医学を専門とされる医師であるが総合医としての勤務歴も長く、審査対象である治療分野に関しても十分な知識、経験を有する。

※同再生医療等提供機関の「変形性関節症に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞による治療」、「糖尿病および境界型糖尿病に対する自己脂肪由来間葉系幹細胞による糖代謝改善療法」の審議と内容が類似している為、議論の概要をそれぞれ引用する事とする。

#### ■議論の概要

大和委員長：本審査対象となる治療提供計画は、前回（第 16 回）審査した MSC 治療と共通する事項が多く認められる。特に、細胞加工物の製造工程が同一であることから、本審査では対象疾患の相違に係る事項を中心に審議を進めることとしたい。

全委員：異議なし。

大和委員長：患者選定基準、安全性及び科学的妥当性に関する検討内容等を中心に、再生医療等提供基準に沿って治療提供計画を確認した。その結果、本治療の実施は適切であると判断する。

全委員：異議なし。

審議結果：

委員全員一致により、本治療提供計画について「適」とする旨の意見とした。

後日 6 月 1 日に当該提供計画を「適」とする旨の意見書を発行。

—以上—